

許可番号 第70725号

薬局開設許可証

氏名 株式会社ファルコファーマシーズ
(法人にあつては、名称)

薬局の名称 ファルコ薬局 音羽店

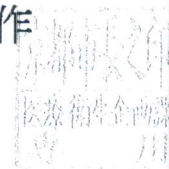
薬局の所在地 京都市山科区音羽珍事町1番地1
双葉ビル102号1階

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

京都市指令保医医第2040号

令和6年2月22日

京都市長 門川 大作



有効期間 令和6年5月1日から
令和12年4月30日まで

当薬局では調剤基本料1および地域支援・医薬品供給対応体制加算3を算定しています。
当薬局では調剤ベースアップ評価料および調剤物価対応料を算定しています。
当薬局では在宅薬学総合体制加算1を算定しています。
当薬局ではバイオ後続品調剤体制加算を算定しています。
当薬局では連携強化加算を算定しています。
当薬局では電子的調剤情報連携体制整備加算を算定しています。
当薬局では健康相談、セルフメディケーション関連機器の設置を行っています。

以下、当薬局の設備・機能・処方せん応需にあたって提供するサービスの概要です。

1. 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
2. 当薬局は、1216 品目の医療用医薬品を備蓄しています。
3. 当薬局は、全国のどこの保険医療機関の処方せんでも、調剤致します。
生活保護法、障害者自立支援法、労働者災害補償保険法等の各種公費負担医療も対応しています。
4. 当薬局は、患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
そのために、処方せん受付時にお薬手帳をお預かり致します。お薬手帳をお持ちで無い場合は、体質・アレルギー・副作用歴、他医療機関等で処方された医薬品・服薬状況等をお伺いしますのでご協力ください。相互作用等の有害事象防止に役立つお薬手帳をご希望の方は、お申し出下さい。
5. 当薬局は、後発医薬品・バイオ後続品の調剤を積極的に行っています。
6. 当薬局は、医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問して、薬学的管理及び服薬指導等を行います。
7. 当薬局は、時間外・休日・夜間の処方せん調剤問い合わせに応じます。
問い合わせ先：TEL 075-583-1520
尚、平日は19:00以降、土曜日は13:00以降に処方せんを受付した場合は、夜間・休日等加算40点（1点10円：保険の負担割合により金額が異なります）が加算されます。
また、営業時間外に緊急な求めて調剤した場合には、調剤報酬点数に基づいた時間外加算等の加算がされます。
8. 当薬局は、調剤とお薬にかかわる情報の問い合わせに応じます。
問い合わせ先：所在地 〒607-8062 京都市山科区音羽珍事町1-1
TEL 075-583-1520
FAX 075-583-1524
E-mail fph.otowa@falco.co.jp
9. 当薬局は、患者様からいただいた情報を医療・調剤の目的以外には使用致しません。

お薬情報内容

ア. 一般名 イ. 剤型 ウ. 規格 エ. 製剤の特徴 オ. 緊急安全性情報、安全性速報
カ. 医薬品・医療機器等安全性情報 キ. 医薬品・医療機器等の回収情報

〔開局時間〕

月～金 8:30～17:30

土 8:30～14:00（日曜・祝日休業）

ファルコ薬局 音羽店

在宅医療を 推進しています

薬剤師がご自宅を訪問し
薬の飲み方・使い方や
残薬確認などの服薬支援を
行っております。



ジェネリック医薬品の 利用促進に ご協力をお願いします

当薬局では後発医薬品を数多く取り揃えています。
ジェネリック医薬品の疑問にもお答えします。

詳しくは薬局スタッフまでお尋ねください。

ファルコ薬局 音羽店

管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬局
開設者	株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役 阿部 治
薬局の名称 許可番号・許可年月日 所在地・有効期間	薬局開設許可証(別掲)を参照
管理薬剤師氏名	永尾飛鳥
勤務する薬剤師 (担当業務)	永尾飛鳥 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) 成松祥子 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) 橋本優希枝(保管、陳列、販売、情報提供、相談) 岩淵尚子 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) (保管、陳列、販売、情報提供、相談) (保管、陳列、販売、情報提供、相談) (保管、陳列、販売、情報提供、相談)
勤務する登録販売者 (担当業務)	なし
取り扱う 一般用医薬品等の区分	薬局医薬品・要指導医薬品・指定濫用防止医薬品 第一類医薬品・指定第二類医薬品 第二類医薬品・第三類医薬品
当薬局勤務者の 区別について	薬剤師:名札に名字及び「薬剤師」と記載 登録販売者:- その他の勤務者:名札に名字を記載
営業時間	月～金…8:30～17:30 土曜日…8:30～14:00
営業時間外の相談対応	夜間・休日も対応
相談時・緊急時の連絡先	(夜間転送)

お薬の販売方法について

分類と外箱表示

陳列方法

情報提供と相談への対応

要指導医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの

販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します

薬剤師が書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います

第一類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの(要指導医薬品を除く)

販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します

第二類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(要指導医薬品、第一類医薬品を除く)

第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所(7m以内)に陳列します

一般用医薬品

※**指定第二類医薬品**は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。
『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください

薬剤師または登録販売者が適正な使用のため必要な情報提供に努めます

第三類医薬品

第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品

法令では直接手に取ることができるとされている陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します

指定濫用防止医薬品

濫用した場合に中枢神経系の興奮もしくは抑制又は幻覚を生ずる恐れがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚労大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品

販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します

要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における健康衛生上の危害の発生の恐れがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただいたことがありますが、個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等で健康被害を受けた方を救済する公的な制度があります
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 0120-149-931

苦情相談窓口

京都府薬剤師会 075-551-0376
京都府薬務課 075-414-4792



指定濫用防止医薬品の販売について

以下8成分は、濫用により中枢神経系への影響や幻覚を生じるおそれがあるため、厚生労働省令で定められた特別の注意が必要な医薬品です。販売時には確認事項が発生しますので、ご了承ください。

【対象】(全て外用剤を除く)

- ・エフェドリン
- ・コデイン
- ・ジヒドロコデイン
- ・ジフェンヒドラミン
- ・デキストロメトルファン
- ・ブソイドエフェドリン
- ・メチルエフェドリン
- ・ブロムワレリル尿素(プロモバレリル尿素)
を成分として含有する医薬品

(令和8年厚生労働省告示第32号)

購入時に確認・説明を行います

1. 販売時、**年齢の確認**をいたします。
2. 18歳未満の方は合わせて**氏名の確認**を実施し、必要に応じて身分証の確認をいたします。
18歳未満の方には**小容量・1箱のみの販売となります。**
3. 18歳以上の方も、複数購入時は理由を確認します。
4. 適正な使用が困難と判断した場合、**販売を行いません。**

ご使用にあたって、ご不明な点やご懸念がある場合については、お気軽に薬剤師又は登録販売者までご相談ください。

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。(医師の了解と指示が必要です。)

[医療保険のみお持ちの方]	[介護保険をお持ちの方]
在宅患者訪問薬剤管理指導	居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導
<ul style="list-style-type: none">・同じ建物内で療養中の方が 1名のみ 650点/回・同じ建物内にて療養中の方が 2～9名 320点/回10名以上 290点/回 <p>自己負担率により金額が変わります。 麻薬の必要な場合は100円が加算されます。 月4回まで訪問可能です。</p>	<ul style="list-style-type: none">・在宅で療養中の方 517点/回・老人ホーム等で療養中の方 2～9名 378点/回10名以上 341点/回 <p>自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額 が異なることがあります。</p>
点数は全て1点＝10円です。計算例)10点＝100円 (3割負担の方は30円、2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です。)	

ファルコ薬局 音羽店

管理薬剤師：永尾飛鳥

京都府知事指定介護保険事務所 第 2644100659号

[営業日・営業時間]

平日：8:30～17:30

土曜：8:30～14:00

日曜・祝日：休み

[所在地]

京都市山科区音羽珍事町1-1

[連絡先]

TEL:075-583-1520

FAX:075-583-1524

指定居宅療養管理指導事業者運営規程

(事業の目的)

第1条

1. ファルコ薬局 音羽店(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、ファルコ薬局 音羽店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、ファルコ薬局 音羽店の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
2. 通常、月～金曜日の午前8時30分～午後17時30分、土曜日の午前8時30分～午後2時とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、京都市山科区の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. ファルコ薬局 音羽店は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、ファルコは薬局 音羽店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は平成20年4月1日より施行する。

取り扱い可能な公費医療負担

- 生活保護法に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定(結核医療)
- 戦傷病者特別援護法に基づく指定
- 母子保健法に基づく指定
- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 障害者自立支援法に基づく指定(精神通院医療)
- 障害者自立支援法に基づく指定(育成医療・更生医療)
- 労働者災害補償保険法に基づく指定(労災医療)
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定(未熟児指定養育)
- 肝炎治療特別促進事業に係る医療費助成制度

患者様の個人情報保護について

当薬局では、患者様に安全かつ適切にお薬を使用していただくために、**患者様の氏名、ご住所、ご連絡先**のほか、**生年月日**や**体質、生活習慣**などをご確認させていただいております。私どもは、患者様からご提供いただいたこれらの個人情報を大切なものであると認識し、以下の通り慎重に管理およびお取り扱いいたします。

- ✓ 個人の人格尊重の理念のもと、個人情報保護法および薬事法ほか、関連法令・規定等を遵守します。
- ✓ 患者様の個人情報は、お薬に関する安全確保や個々の患者様に応じた情報提供のために収集しているものであり、この目的の範囲を超えて取り扱うことはありません。
- ✓ 個人情報を秘密保持し、お薬の処方に関連して必要となる医療機関への照会や保険請求業務、法的義務を伴う行政機関等への報告以外には、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ✓ 個人情報の安全管理に努め、漏えいや滅失、改ざん、不正アクセスなどを防止する措置をとっています。

**詳細につきましては、薬局スタッフに
当社「個人情報保護方針」をお申し付けください**

2023年5月作成

個人情報保護方針

当社は、「人々の健康を支え、いい人生を提供すること」をミッションに事業活動を行っております。事業継続にあたり、個人情報を保護することは企業の社会的責任と捉え、個人の人格尊重の理念の下、慎重に取り扱われるべきものと深く認識しております。当社は、下記の方針を制定し、個人情報保護に努めてまいります。

個人情報の取得、利用及び提供

当社は、個人情報の利用目的を事業活動の範囲内で明確に定め、適切に取得、利用、提供いたします。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

法令及び関係規範の遵守

当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止及び是正

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止及び是正するため、合理的な安全管理措置を講じます。

苦情及び相談への対応

当社は、取り扱う個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の請求及び苦情に関する窓口を設置して対応いたします。

個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、個人情報保護マネジメントシステムを運営するにあたり、管理する責任者を定め、継続的に見直しを行い改善いたします。

個人情報保護方針に関するお問い合わせ先

〒606-8357 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3

株式会社ファルコファーマシーズ

TEL 075-746-5018

(受付 月～金 9:00～17:30となっております。祝日は除く)

平成24年4月1日制定

令和5年6月19日改訂

株式会社ファルコファーマシーズ

代表取締役社長 阿部 治

株式会社 ファルコファーマシーズ

安心して薬局サービスを 受けていただくために

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。個人情報の取り扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- ・薬局における調剤サービスの提供
- ・患者様、お客様に医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握
- ・患者様、お客様のご家族などへの薬に関する説明
- ・医療機関からの照会への回答、および医療機関への処方に関する照会
- ・病院、診療所、保険薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの連携
- ・会計および医療費の請求業務、一次審査支払機関へのレセプト提出、一次審査機関又は保険者からの照会への回答、損害保険会社への請求業務
- ・業務の維持、改善のための資料作成
- ・薬局内で行う薬剤師、医療事務等の教育、研修、症例研究
- ・薬局内において行われる薬学生の実習への協力
- ・法令に基づき司法機関、行政機関等の法的義務を伴う要請を受けた場合
- ・保険請求に関する業務システムの開発目的
- ・外部監査機関への情報提供
- ・審査支払機関または保険者への照会
- ・安心、安全のための防犯カメラによるモニタリング

令和5年3月1日作成

夜間・休日等加算について

下記の時間帯に薬局で
処方せんを受け付けた場合、
一部負担金が高くなることがあります

日曜日及び祝日

12月29日、30日、31日

1月2日及び3日は休日として取り扱います

平日

午後7時～午前0時
午前0時～午前8時

土曜日

午後1時～午前0時
午前0時～午前8時

患者様にはご負担をお掛けしますが
ご理解の程よろしくお願いたします

2023年5月作成

バイオ医薬品をお使いの皆様へ

効果や安全性はそのままに経済的負担を軽減する

バイオシミラー

というお薬があります

[バイオシミラー (バイオ後継品) とは?]

- ジェネリック医薬品と同じように、先行バイオ医薬品の特許が切れた後にほかの製薬会社から発売されるお薬です
- 先行バイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性および有効性が様々な試験により確認されています
- 先行バイオ医薬品よりも低価格なため、患者さんの医療費負担の軽減が期待されます。

[バイオシミラーが使われている病気の例]

がん・クローン病・潰瘍性大腸炎・関節リウマチ・乾癬
低身長症・糖尿病・腎性貧血・骨粗しょう症など
・詳しくは医師または薬剤師にお尋ねください

当薬局はバイオシミラーの
調剤を積極的に行っております

2026年5月作成

ジェネリック医薬品の 利用促進に ご協力をお願いします

[安心・信頼]

・国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は国の厳しい審査をクリアしたもののだけが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

・低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

[未来のために]

・医療費を有効活用

個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

・医療保険制度を次の世代に引き継ぐ

少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

2023年5月作成

2026年度 調剤報酬点数一覧表

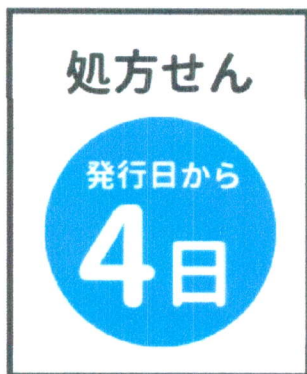
全科目事項				
産科について	領収証、明細書に明記されている項目毎の点数は、1点を10円で計算します。			
バイオ後継品	バイオテクノロジー応用医薬品(先行バイオ医薬品)と同等/同質の品質、安全性及び有効性を有する医薬品です。			
発売医薬品	先発医薬品の特許期間が切れた後、発売される先発医薬品と同成分の医薬品です。			
調剤	医薬品を処方箋通りに調剤する行為です。			
リフィル処方箋	症状が安定している患者さんについて、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用(3回まで)できる処方箋です。			
調剤技術料				
調剤基本料 (処方箋受付1回につき)	調剤基本料1		47点	
	調剤基本料2		49点	
	調剤基本料3	イ		49点
		ロ		49点
		ハ		49点
	特別調剤基本料	A		5点
		B		3点
権限の授けられた調剤師から交付された処方箋を同時にまとめて受け付けた場合(当該処方箋のうち、一の処方箋について受付1回につき所定点数の100分の100に相当する点数により算定し、他の処方箋について受付1回につき算定)			所定点数の100分の80	
(1) 採結率が50%以下 (2) 採結率、取引に係る状況並びに流通改善に係る取組状況の未報告 (3) かかりつけ機能に係る業務を1年間未実施の場合(1月に600回以下の薬局は除く)(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する薬局は、処方箋受付1回につき調剤基本料の算定)			所定点数の400分の60	
分割調剤(長期保存の困難性等)(1分割調剤につき(2回目以降))			5点	
分割調剤(後発医薬品の試用時)(1分割調剤につき(2回目の調剤に限り))			5点	
地域支援・医薬品供給対応体制加算 (処方箋受付1回につき)	イ 地域支援・医薬品供給対応体制加算1		42点	
	ロ 地域支援・医薬品供給対応体制加算2		60点	
	ハ 地域支援・医薬品供給対応体制加算3		67点	
	ニ 地域支援・医薬品供給対応体制加算4		42点	
	ホ 地域支援・医薬品供給対応体制加算5		60点	
	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の400分の40	
遠隔強化加算		5点	災害や新興感染症の発生時における医薬品供給や衛生管理に係る対応など、地域において必要な役割を果たすことができる体制を整備している場合に加算される点数です。	
バイオ後継品調剤体制加算	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の400分の40	
後発医薬品減算	(1) 後発医薬品の規格単位数量の割合が50%以下 (2) 後発医薬品の規格単位数量の割合の定期報告が未実施の場合 (1)(2)のいずれかに該当する場合(処方箋の受付回数が1月に600回以下の薬局は除く等)		6点減算	
在宅薬学総合体制加算1	特別調剤基本料Aを算定している場合		30点 所定点数の400分の40	
在宅薬学総合体制加算2	イ 単一建物診患者又は単一建物居住者が1人の場合		400点	
	ロ イ以外の場合		60点	
	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の400分の40	
電子的調剤情報連携体制整備加算 (月1回に限り)		8点	オンライン資格確認により取得した患者さんの診療・薬剤情報を調剤に活用できる体制を有し、マイナンバーの利用率について一定の実績があり、電子処方箋などにも対応できる体制を有し、調剤したすべての調剤結果を電子処方箋管理データベースに登録している場合に加算される点数です。	
門前薬局等立地依存減算		16点減算	特定の医療機関からの集客率が一定以上を超えてた薬局で、都市部で病院や他薬局と密着した立地にある薬局、または、医療機関と同一の敷地内または建物内に所在する薬局は、調剤基本料が減算されます。(既存薬局は除く)	
薬剤調剤料				
内服薬(現前薬及び湯薬を除く)(1剤につき、3剤分まで)	24点			
屯服薬(剤数にかかわらず)	21点			
浸煎薬(1調剤につき、3調剤まで)	190点			
湯薬 (1調剤につき、3調剤まで)	イ 7日分以下の場合	190点		
	ロ 8日分以上28日分以下の場合			
	ロ (1) 7日以下の部分		180点	
	ロ (2) 8日分以上の部分(上記点数+1日分につき)		10点	
ハ 29日分以上の場合		400点		
注射薬(調剤数にかかわらず)	26点			
外用薬(1調剤につき、3調剤まで)	10点			
内服用湯剤(1調剤につき)	10点			
無菌製剤処理加算 (注射薬のみ)(1日につき)	イ 中心静脈栄養用輸液	15歳未満の小児の場合を除く	68点	
		15歳未満の小児の場合	237点	
	ロ 抗悪性腫瘍剤	15歳未満の小児の場合を除く	79点	
		15歳未満の小児の場合	147点	
ハ 麻薬	15歳未満の小児の場合を除く	68点		
	15歳未満の小児の場合	137点		
麻薬を調剤した場合(1調剤につき)	70点			
向精神薬を調剤した場合(1調剤につき)	8点			
更新調剤料を調剤した場合(1調剤につき)	8点			
毒薬を調剤した場合(1調剤につき)	8点			
時間外加算・特別(基礎額※)	100%加算			
休日加算(基礎額※)	140%加算			
深夜加算(午後10時～午前6時)(基礎額※)	200%加算			
夜間・休日等加算(処方箋受付1回につき)	40点			
自家製剤加算	予製又は錠剤を分割する場合		所定点数の100分の20	
	イ 内服薬及び屯服薬	(1) 錠剤等の内服薬(7日分につき)	20点	
		(2) 錠剤等の屯服薬(1調剤につき)	90点	
		(3) 液剤(1調剤につき)	45点	
	ロ 外用薬	(1) 軟・硬膏剤、パップ剤、坐剤等(1調剤につき)	90点	
		(2) 点眼剤、点鼻・点耳剤等(1調剤につき)	75点	
(3) 液剤(1調剤につき)		45点		
予製剤	所定点数の100分の20			
計量混合調剤加算	イ 液剤(1調剤につき)	35点		
	ロ 散剤、顆粒剤(1調剤につき)	45点		
	ハ 軟・硬膏剤(1調剤につき)	80点		

薬学管理					
調剤管理料 (処方箋受付1回につき)	内服薬(1劑につき、3劑まで)	患者さん又はそのご家族からの聞き取り、情報収集を工夫して、処方内容の薬学的分析、調剤設計等と、薬量の管理等を行った場合の点数です。			
	イ 長期処方(28日以上)の場合 ロ イ以外(27日以下)の場合				
調剤時残薬調整加算	イ 在宅患者の処方前に変更提案し反映された場合 ロ 在宅患者について調剤日数の変更を行った場合(イの場合を除く)	残薬が確認された患者さんにおいて、処方医の指示の下に、残薬の調整のために7日以上相当の調剤日数の変更を行った場合に加算される点数です。ただし、6日以下相当の調剤日数変更でも薬剤師による理由記載により算定可能です。			
	ハ かかりつけ薬剤師による調剤日数の変更が行われた場合(イ及びロの場合を除く)				
	ニ イからハまで以外の場合				
	イ 在宅患者の処方前に変更提案し反映された場合 ロ 在宅患者について調剤日数の変更を行った場合(イの場合を除く)				
薬学的有害事象等防止加算	イ 在宅患者の処方前に変更提案し反映された場合 ロ 在宅患者について調剤日数の変更を行った場合(イの場合を除く)	薬剤服用歴、電子処方箋管理サービス等の仕組みを用いた重複投薬の確認等を行い、処方医に対する照会の結果、処方に変更が行われた場合に加算される点数です。			
	ハ かかりつけ薬剤師による調剤日数の変更が行われた場合(イ及びロの場合を除く)				
	ニ イからハまで以外の場合				
	イ 在宅患者の処方前に変更提案し反映された場合 ロ 在宅患者について調剤日数の変更を行った場合(イの場合を除く)				
調剤管理指導料	1 原則3月以内に処方箋を持参した患者(処方箋受付1回につき)(手帳を提示しない患者は2により算定)	患者さんに処方された医薬品の名称、形状、用法用量、効能効果、副作用、後発医薬品等の情報を提供し、患者さんの服薬状況、残薬状況、後発医薬品の意向等を記録した上で、今後の継続的な薬学管理及び医薬品の適正使用のために必要な服薬指導を行った場合の点数です。また、重複投薬、相互作用を確認し、お薬手帳等が情報を提供しています。			
	イ かかりつけ薬剤師が行った場合				
	ロ イ以外の場合				
	2 1以外の患者に対して行った場合(処方箋受付1回につき)				
	イ かかりつけ薬剤師が行った場合				
	ロ イ以外の場合				
	3 介護老人福祉施設等に入所している患者(処方箋受付1回につき(4月に限り))				
	4 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合				
	イ かかりつけ薬剤師が行った場合				
	ロ イ以外の場合				
	イ かかりつけ薬剤師が行った場合				
	ロ イ以外の場合				
調剤管理指導料(特例)	原則3月以内に処方箋を持参した患者(手帳を提示しない患者は、4のニを算定)、介護老人福祉施設等の患者(処方箋受付1回につき) 在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して行った場合(ハの場合を除く)(患者1人につき)	かかりつけ薬剤師が次回来局までの間に電話等で服薬状況や残薬を継続的に確認し、必要な指導等を行った場合に加算される点数です。かかりつけ薬剤師が患者さん宅を訪問し、服薬管理の指導や残薬の整理を行い、その内容を医療機関へ情報提供した場合に加算される点数です。			
	ロ (在宅患者訪問薬剤管理指導料と合わせて月4回(末期慢性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回)に限り算定)				
	ロのうち、患者の状況の急変等に伴った場合(患者1人につき)				
	ハ (在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料と合わせて月4回(末期慢性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回)に限り算定)				
	イからハまでに該当せず、以下のいずれかに該当する患者(処方箋受付1回につき)				
	ニ (イ)初めて処方箋を提出した患者 (ロ)3月を超えて再度処方箋を提出した患者 (ハ)3月以内に再度処方箋を提出した患者であって、手帳を提示していないもの				
	調剤管理指導加算		22点	調剤の服用に関して、服薬状況、残薬状況、保管状況、効果、副作用の有無等を継続的に確認し、適切な取扱い方法などの説明をした場合に加算される点数です。	
	特定薬剤管理指導加算1		イ 新たに処方された場合 ロ 保護薬剤師が必要と判断し指導を行った場合	10点 5点	特に安全管理が必要な医薬品に関して体調の変化等を確認し、必要な説明をした場合に加算される点数です。(副作用の初期症状等を確認し適切な服薬指導をすることによって、重要な副作用を未然に防ぐのに役立ちます。)
	特定薬剤管理指導加算2(月1回まで)		イ 安全性に関する情報提供を行った場合 ロ 医薬品の選択等に関する説明を行った場合	5点 10点	重複投薬加算を届け出た保険医療機関で抗悪性腫瘍剤を注射された患者さんに、保険薬局で患者さんのレジメン(治療内容)の情報を活用し、副作用対策の説明や支持療法に係る薬剤の服薬指導等を実施するとともに、調剤後に電話等により服薬状況、抗悪性腫瘍剤の副作用の有無を確認し、その内容を文書等により医療機関に情報提供した場合に加算される点数です。
	特定薬剤管理指導加算3(当該品目に関して、初回処方時1回に限り)		イ 安全性に関する情報提供を行った場合 ロ 医薬品の選択等に関する説明を行った場合	5点 10点	医薬品リスク管理計画に基づく指導や患者さんが医薬品を選択するために、長期取組品の適正な管理や医薬品の供給、バイオ類似品の品質、有効性、安全性等について説明を行った場合に加算される点数です。
	乳幼児服薬指導加算(6歳未満)			12点	6歳未満の乳幼児が安全、容易に服用できるように説明した場合に加算される点数です。説明した長点をお薬手帳にも記載します。
	小児特定加算			350点	医療的ケア児(児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児)である患者さん又はそのご家族等に必要な学術的支援及び指導を行った場合に加算される点数です。
吸入薬指導加算(6月に1回に限り)		30点	喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者さんに、医師の求めなどに応じて吸入薬の使用法について、文書での説明に加え、練習用吸入器を用いた実技指導又はインフルエンザウイルス感染症の患者さんに、薬剤師による着脱の下取りを行い、その指導内容を処方箋に情報提供した場合に加算される点数です。		
調剤管理指導料(特例)	適切な手帳の活用実績(処方箋受付1回につき)	13点	適切な手帳の活用実績が相当程度であると認められない保険薬局が算定する点数です。		
外来服薬支援料	1 (月1回まで)	185点	調剤管理が困難な患者さん又はご家族等の要望や医師の指示により、持参された服薬中の医薬品を一包化等に整理した場合や、患者さん又はご家族等が保険薬局に持参した服用薬の整理等の服薬管理を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合の点数です。		
	2 イ 42日以下の場合(投与日数が7日又はその倍数を増すごとに) ロ 43日以上の場合	34点 240点	多種類の薬剤を投与されている患者さん又は自ら投薬を断って薬剤を服用することが困難な患者さんに対して、処方医に治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性の了解を得た上で、2劑以上の内服薬又は1劑で3種類以上の内服薬の服用時点ごとの一包化及び必要な服薬指導を行い、かつ、患者さんの服薬管理を支援した場合に当該内服薬の投与日数に応じて算定される点数です。		
	施設連携加算(月1回に限り)	50点	介護老人福祉施設等の職員と協働して、服薬管理の支援や指導を行った場合に加算される点数です。		
	1 (月1回まで)	125点	6種類以上の内服薬を服用している患者さんに薬剤師が文書を用いて処方医へ提案し2種類以上減少した場合の点数です。(電療薬、服用4週間以内の内服薬を除く)		
服用薬剤調整支援料	2 (同一の患者に対して6月に1回に限り、かかりつけ薬剤師1人につき月4回まで) (適用日)2027年6月1日	1,000点	増量の保障医療機関から、6種類以上の内服薬を服用している患者さんで、患者さん又はそのご家族等の求めに応じて、必要な研修を修了したかかりつけ薬剤師が服用中の薬剤の調整を必要と認められた場合に、必要な評価等を実施した上で、処方医に対して、当該調整について文書を用いて提案した場合の点数です。		
調剤後薬剤管理指導料(月1回に限り)	1 糖尿病患者に対して行った場合 2 慢性心不全患者に対して行った場合	60点	地域支援・医薬品供給対応体制加算の2から5の届出をしている保険薬局が、医療機関と連携してインスリン等の糖尿病治療薬や慢性心不全に関する治療薬の適正使用の観点から、医師の求めなどに応じて、調剤後副作用の有無の確認や服薬指導等を行い、その結果を処方箋に情報提供した場合に加算される点数です。		

薬学管理料		
在宅患者訪問薬剤管理指導料(服薬管理指導料の4の口と合わせて月4回(末期悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養は週2回かつ月8回)まで)	1 単一建物診療患者が1人の場合 2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 3 1及び2以外の場合	650点 320点 280点
麻薬管理指導加算(1回につき)		100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(1回につき(訪問時))		250点
乳幼児加算(6歳未満)(1回につき)		100点
小児特定加算(1回につき)		450点
在宅中心静脈栄養療法加算(1回につき(訪問時))		150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料(1及び2並びに麻薬管理指導料の4の口を合わせて月4回(末期悪性腫瘍患者、注射による麻薬の投与が必要な患者は原則として月8回)まで)	1 計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うもの場合 イ 夜間訪問加算 ロ 休日訪問加算 ハ 深夜訪問加算 2 1以外の場合	500点 400点 600点 1,000点 200点
麻薬管理指導加算(1回につき)		100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(1回につき(訪問時))		250点
乳幼児加算(6歳未満)(1回につき)		100点
小児特定加算(1回につき)		450点
在宅中心静脈栄養療法加算(1回につき(訪問時))		150点
在宅患者緊急時等共同指導料	(月2回まで)	700点
麻薬管理指導加算(1回につき)		100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(1回につき)		250点
乳幼児加算(6歳未満)(1回につき)		100点
小児特定加算(1回につき)		450点
在宅中心静脈栄養療法加算(1回につき)		150点
遠隔時共同指導料	(入院中1回(がん末期患者等は2回)まで)	600点
麻薬情報等提供料	1 保険医療機関の求めがあった場合(月1回まで) 薬剤師がその必要性を認めた場合(月1回まで) イ 保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合	30点
	ロ リアル処方箋による調剤後、処方医に必要な情報を文書により提供した場合	20点
	ハ 介護支援専門員に必要な情報を文書により提供した場合	
	3 入院中の患者に係る投与医療機関の求めがあり、持参薬を整理、情報提供を行った場合(3月に1回)	50点
経管栄養支援料(初回に限り)		100点
在宅移行初期管理料	(在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定した初回算定日の属する月に1回に限り)	230点
訪問薬剤管理定額同時指導料(6月に1回に限り)		150点
複数名薬剤管理指導訪問料		300点
薬剤料		
使用薬剤料	使用薬剤の薬価が薬剤調剤料の所定単位につき15円以下の場合	1点
	使用薬剤の薬価が薬剤調剤料の所定単位につき15円を超える場合の加算	10円又はその端数を増すごとに1点
	特別調剤基本料A及びBを算定する薬局において、1処方につき7種類以上内服薬の調剤を行った場合	所定点数の90分の90
特定保険医療材料		
特定保険医療材料	材料産格を10円で除して得た点数	
その他		
調剤ベースアップ評価料(処方箋の受付1回につき)		4点
調剤設備対応料(3月に1回に限り)		1点

* 薬価額とは調剤基本料(加減算含む)、薬剤調剤料、無菌製剤処理加算、調剤管理料の合計額。
麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合の加算、自家製剤加算、計量混合調剤加算、調剤時視認調整加算及び薬学的有害事象等防止加算は基礎額に含まれません。
明細書に記載されている項目の内容及び点数です。ご不明な点は、薬剤師にお問い合わせください。

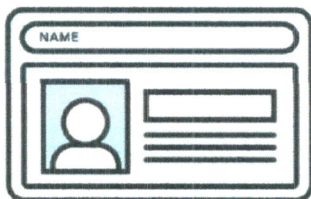
薬局ご利用の皆様へ



処方せんの有効期限は
発行日を含めて

4日以内です

有効期限を過ぎると薬局では受付できなくなり、
医療機関での再発行が必要です



マイナンバーカード 資格確認証

ご提示をお願いいたします

よりよい医療の提供の為にも、マイナンバーカード
は毎回ご提示ください



個別の調剤報酬の算定項目の分かる

明細書をお渡ししています

当薬局では、調剤の透明化や患者様への情報提供を
積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際
に個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料
で発行いたします

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨
お申し出ください

窓口での 支払い金額が 変わります

調剤報酬改定に伴い
令和8年6月1日より、
患者様の窓口での負担額が
変更となります。

ご了承いただきますようお願い申し上げます。

かかりつけ薬剤師を 選んでみませんか？



患者さまの生活習慣・体質・薬の服用歴を踏まえて、それぞれの患者様のご都合に合わせた飲み方や注意点をお話しでき、安心です。ご家族のことなど含め、健康アドバイザー・良き相談相手として薬剤師を上手に利用してください。

① 毎回、同じ薬剤師が対応します

体質や家族のことなど安心してお話してください。

② いつでもお薬の相談をお受けします

おうちに帰ってから疑問・不安なことがでてくれば24時間いつでも薬剤師が相談にのります。

③ お薬から健康食品まですべて管理できます

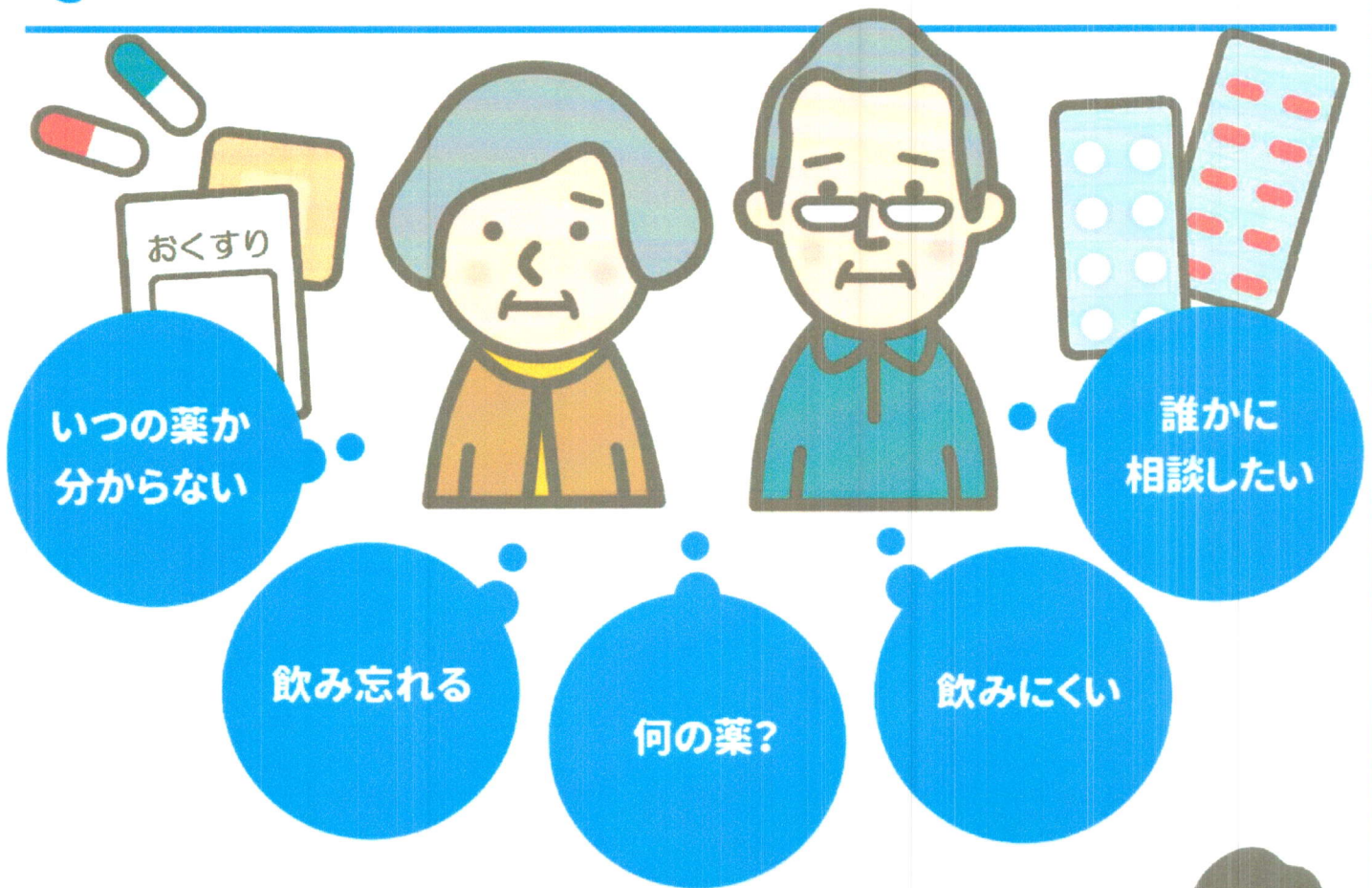
色々な医療機関におかかりでも、処方薬をまとめてチェック。気になる健康食品・ドラッグストアのお薬もご相談ください。

④ 必要に応じてお薬を整理します

ご自宅に余っている薬はありませんか？たくさん余っている方もご安心ください。医師と連携してサポートいたします。

かかりつけ薬剤師について詳しくご説明をご希望の方は
薬局スタッフまでお気軽にお声がけください

お薬のことで困っていませんか？



ご存知ですか？

薬剤師の訪問サービス

薬剤師は、地域の医療・介護の専門家とチームを組んで在宅訪問に取り組んでいます。

薬に関する日頃の「？」をお聞かせ下さい。
薬剤師が患者さま・介護スタッフと医師の架け橋になります。

各種医療保険・介護保険がご利用いただけます。



お薬のことでお困りの方がいらっしゃいましたら
お気軽にファルコ薬局の薬剤師にお声掛けください

2023年5月作成